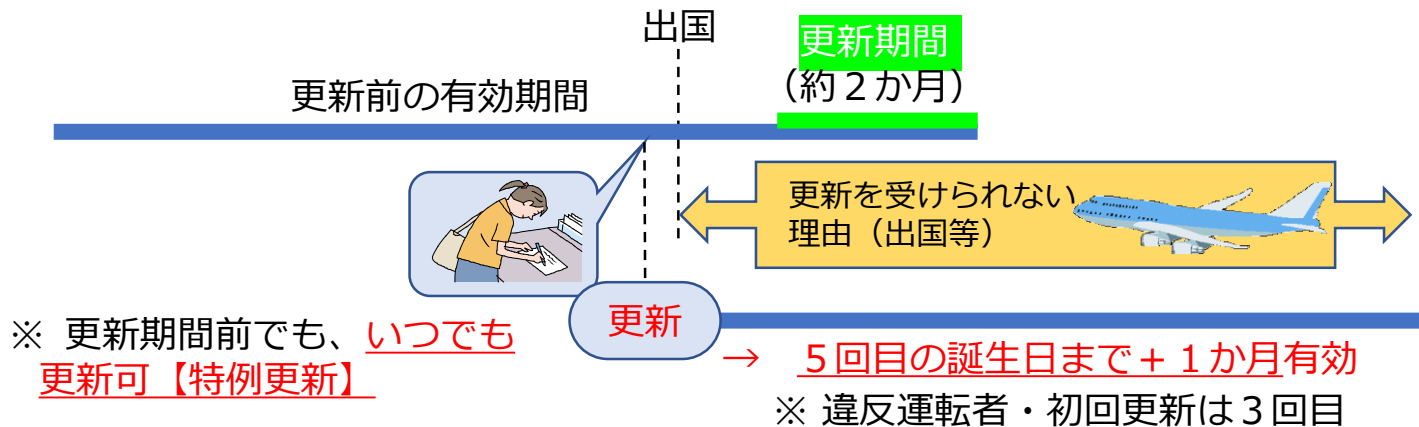


海外滞在者の運転免許証の更新等に係る特例について

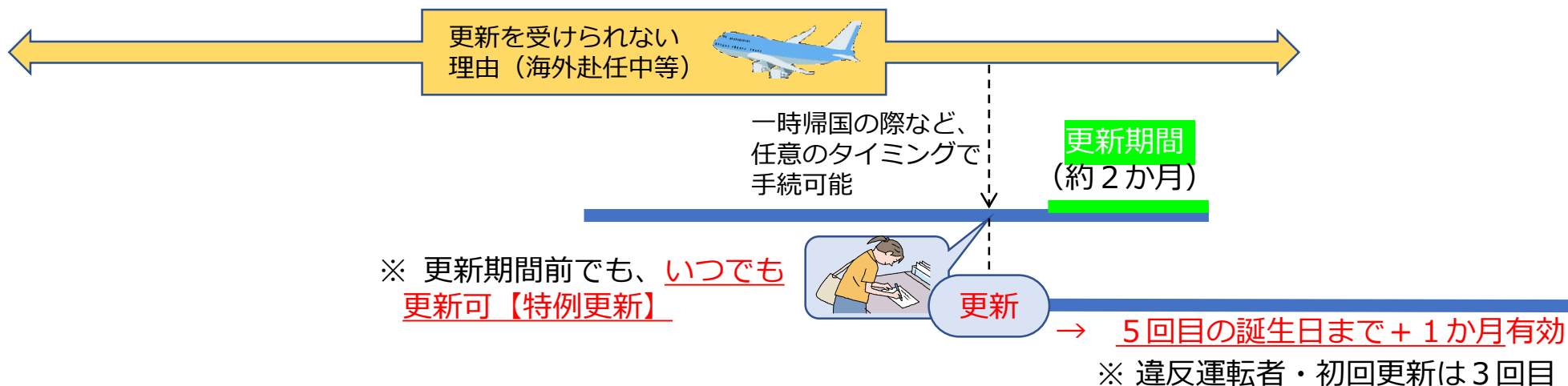
【出国前】

＜道路交通法第101条の2＞

海外赴任の予定がある方は、出国前に更新していただければ、多くの方は、5年間有効な免許証を持って出国することができます。



海外赴任中の方は、更新期間前でも、一時帰国の際に更新することができます。



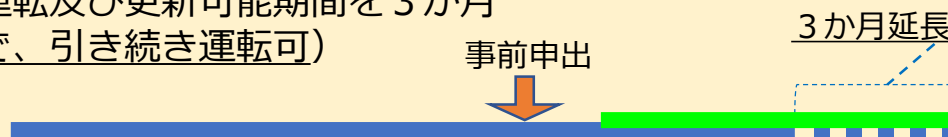
海外赴任中に免許が失効しそうなときも、事前に申し出ただけであれば、コロナ対策として講じられている運転及び更新可能期間の延長を受けることができます。

※対象となるのは、免許証の更新期限が令和3年12月28日までの間にある方です。

※本措置は同日をもって申出の受付を終了いたします。

【事前申出による運転及び更新可能期間の延長（コロナ対策）】

失効前の申出（郵送等でも可）により、運転及び更新可能期間を3か月延長（その旨を免許証に記載等することで、引き続き運転可）

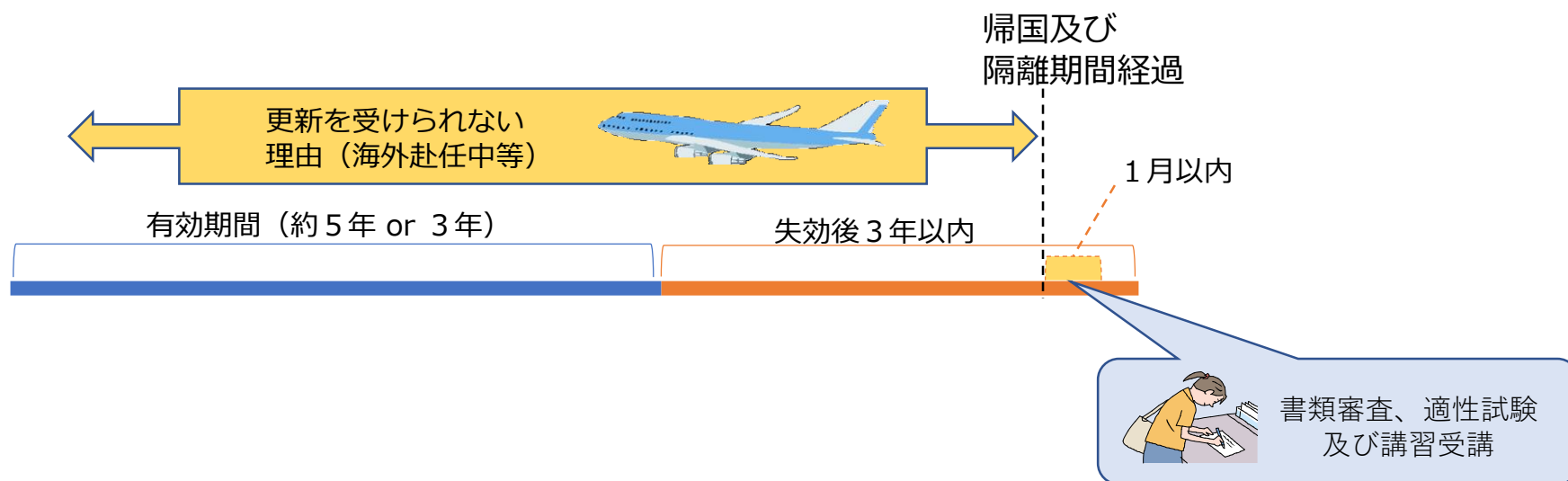


【帰国時】

<道路交通法第97条の2第1項第3号>

① <やむを得ない理由により失効した免許を改めて取得する場合（特定失効手続）>

失効後3年以内で、やむを得ない理由がやんで（帰国及び新型コロナウイルス水際対策による隔離期間が経過）から1か月以内に必要な書類を提出して条件を満たしていることが確認できた場合、技能試験と学科試験が免除され適性試験（視力検査等）に合格し講習を受講することで、改めて免許を取得することができます。



【帰国時】

＜道路交通法第97条の2第2項＞

② <外国等の免許を取得している場合（外国免許切替手続）>

日本免許は失効しているものの有効な外国免許を取得している方で、外国免許取得後、当該免許発給国に3か月以上滞在していることが確認できるなどの条件を満たしている場合、必要な書類を提出していただければ、適性試験（視力検査等）並びに必要に応じて知識確認及び技能確認に合格することで外国免許から日本の免許への切替えを行うことができます。

